

名取市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

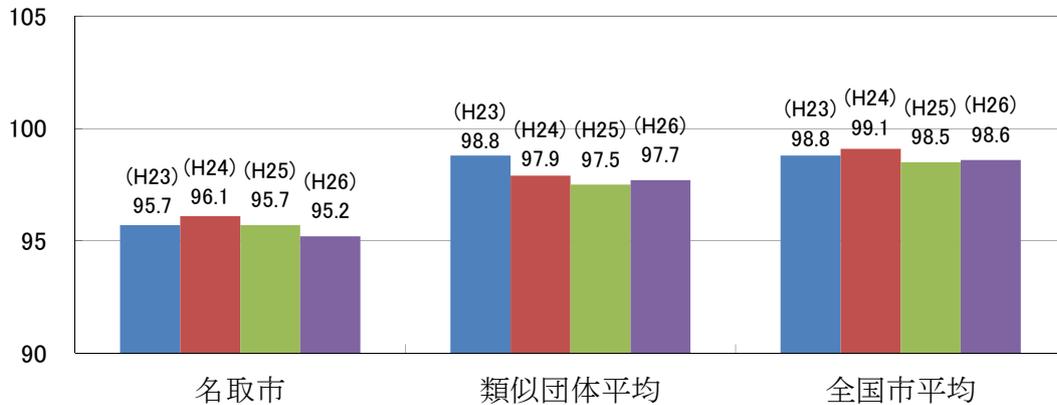
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	74,740	68,199,309	1,716,833	4,948,181	7.3	9.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	549	1,949,763	467,413	746,873	3,164,049	5,763	5,932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ、及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施 未実施]

<給料表の改定実施時期> 平成27年4月1日

<内容> 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し [実施 未実施]

(支給割合)従来より、国基準3%に対して名取市においても3%を支給している。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

人件費削減措置

区分	削減措置	内 容
特別職	給料月額削減	平成15年4月から、市長は5%、副市長、教育長は3%の給料月額を減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名取市	41.8 歳	305,685円	372,786円	338,466円
宮城県	42.5 歳	325,697円	402,675円	360,391円
国	43.5 歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.8 歳	312,258円	389,373円	351,919円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
名 取 市	51.0 歳	54人	313,850円	347,407円	336,156円	—	—	—	—
用務員	50.9 歳	37人	312,300円	342,246円	332,897円	用務員	54.3 歳	199,300円	1.72
宮城県	51.0 歳	216人	334,856円	379,231円	359,866円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	47.4 歳	48人	319,037円	378,814円	349,588円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
名 取 市	—	—	—
用務員	4,974,800円	2,747,000円	1.81

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～平成25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 小・中学校(幼稚園教諭)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名取市	40.6 歳	307,600円	346,400円
宮城県	45.0 歳	382,985円	429,405円
国	—	—	—
類似団体	40.5 歳	309,635円	335,356円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		名取市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	—
	中学卒	121,600円	125,400円	—
教育職	大学卒	—	199,700円	—
	短大卒	152,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

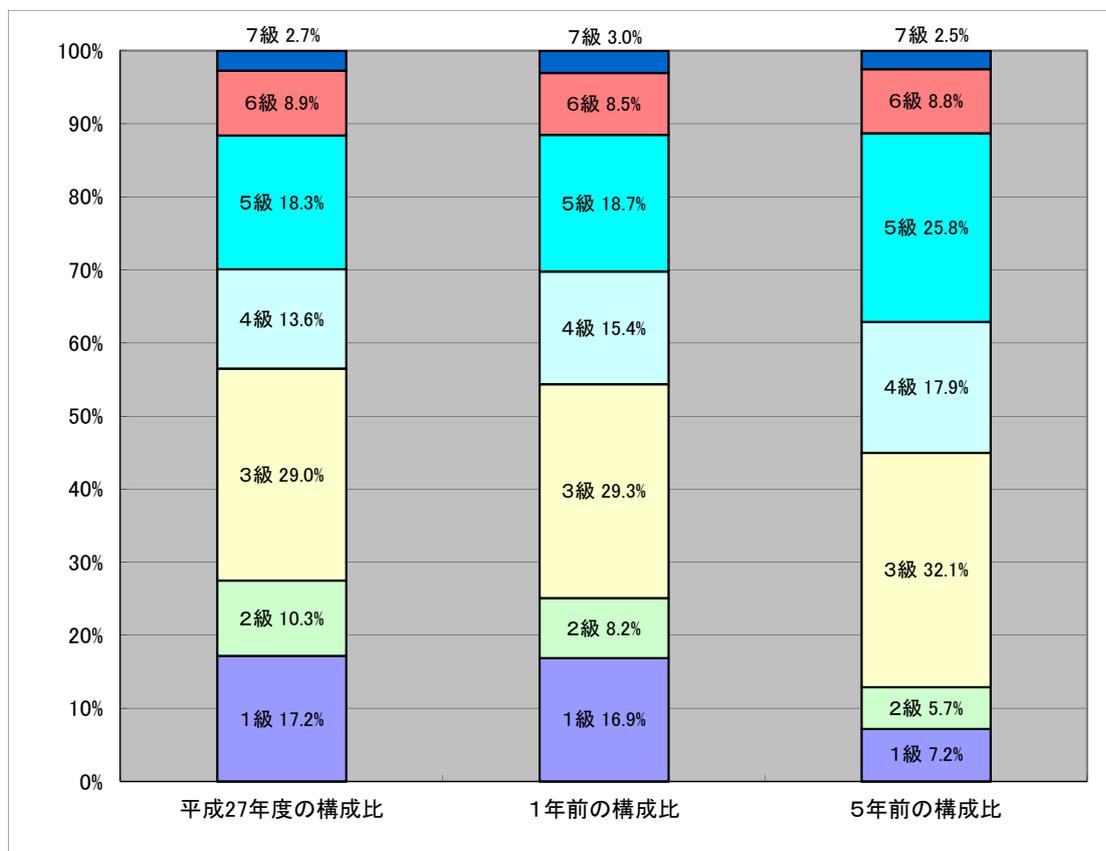
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,622円	299,389円	349,100円
	高校卒	—	276,500円	298,380円
技能労務職		—	—	292,567円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師等の職務(主事、技師)	58人	17.2%	137,600円	244,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務(主事、技師)	35人	10.3%	187,700円	308,000円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主査、技術主査、係長)	98人	29.0%	224,600円	354,700円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(主幹、技術主幹、課長)	46人	13.6%	263,500円	388,300円
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(課長補佐、技術補佐)	62人	18.3%	290,700円	400,600円
6級	次長、課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(参事、技術参事、課長、部次長)	30人	8.9%	322,100円	422,600円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものでして市長が規則で定める職の職務(部長)	9人	2.7%	367,500円	456,200円

- (注) 1 名取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 毎年1月1日現在において、所属長からの報告により各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 所属長からの報告及び勤務状況等を考慮して、勤務成績を反映している。なお、今後も勤務実績の反映方法については、継続して検討していく。</p> <p>3 その他 平成20年度から管理職、平成21年度から一般職を含めた全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を試行中である。ただし、平成23～26年度については震災の影響で中断している。</p>

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名 取 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,374 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,634 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) —
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～15 % (管理職加算) 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～20 % (管理職加算) 15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5～20 % (管理職加算) 10～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 6月1日及び12月1日を基準日として前6ヶ月間の勤務成績の評定を実施。</p> <p>2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 病気休職者等を除き成績率に差を設けず、一律の支給を行った。なお、今後も勤務実績の反映方法については、継続して検討していく。</p>
--

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

名 取 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62月 27.025月	勤続20年 21.62月 27.025月
勤続25年 30.82月 36.57月	勤続25年 30.82月 36.57月
勤続35年 43.70月 52.44月	勤続35年 43.70月 52.44月
最高限度額 52.44月 52.44月	最高限度額 52.44月 52.44月
その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 24,435 千円	1人当たり平均支給額 —

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		58,098 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成25年度決算)		104,305 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県仙台市	6 %	2 人	6 %
宮城県 名取市・多賀城市 ・利府町・富谷町	3 %	594 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.2 (95.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		6,779 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		34,065 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		35.7 %	
手当の種類(手当数)		5種類(15)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	第1種 従事職員	市税の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
防疫業務手当	第1種 従事職員	感染症又は人体に感染症のある家畜伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがある場合での感染症患者等の収容作業又は防疫業務	日額 800円
	第2種 従事職員	そ族昆虫駆除のための防疫薬剤等の調査又は散布作業	日額 500円
不快手当	第1種 従事職員	行路死亡人取扱業務	1件につき 2,000円
	第2種 従事職員	行路病人取扱業務	1件につき 1,000円
	第3種 従事職員	と蓄等処理業務	1件につき 500円
外勤業務手当	第1種 従事職員	生活保護のための外勤業務	日額 200円
	第2種 従事職員	勤務時間外に用地交渉のための外勤業務	日額 500円
	第3種 従事職員	地籍調査等のための外勤業務	日額 200円
	第4種 従事職員	公営住宅使用料、下水道使用料及び受益者負担金等の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
消防防災手当	第1種 従事職員	水火災防ぎょ(火災は放水した場合に限る。)活動	1回につき 300円
	第2種 従事職員	救助活動	1回につき 200円
	第3種 従事職員	救急業務(傷病者を搬送した場合に限る。)	1回につき { 市内200円 市外300円
	第4種 従事職員	消防吏員の深夜勤務	1回につき 500円
	第5種 従事職員	救急業務に従事し、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処	1回につき 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	153,255 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	312 千円
支給実績(平成24年度決算)	131,005 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	271 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度)」及び「支給実績(平成24年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ・その他 1人につき6,500円加算 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	51,574千円	214,000円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	27,977千円	297,628円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～24,500円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,200円～24,200円	異なる	交通機関利用者の支給限度 ・・・月55,000円 交通用具の利用者 ・・・使用距離により2,000円～24,500円	28,549千円	68,136円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額23,000円+(規則により最高45,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会議務局長・・・72,570円(88,500円) 理事・・・67,338円(77,400円) 部次長・・・63,249円(72,700円) 課長、工事検査監、保健センター所長、事務局長、消防署長・・・57,316円(62,300円) 参事、技術参事、指導主事・・・47,748円(51,900円) 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・45,632円(49,600円)	同じ	—	40,374千円	651,194円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に100/150を乗じて得た額	同じ	—	0円	0円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{25}{100}$ × 深夜勤務時間数	同じ	—	7,500千円	97,403円												
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{135}{100}$ × 正規の勤務時間中に勤務した全時間数	同じ	—	28,572千円	146,523円												
宿日直勤務手当	宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき 4,200円	同じ	—	0千円	0円												
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他地方公共団体から派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在する場合 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>滞在了期間\施設の利用</td> <td>公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)</td> <td>その他の施設(1日につき)</td> </tr> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え、60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </table>	滞在了期間\施設の利用	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	同じ	—	27,774千円	750,649円
滞在了期間\施設の利用	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)															
30日以内の期間	3,970円	6,620円															
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円															
60日を超える期間	3,970円	5,140円															
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで毎月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—												

(注) 管理職手当の()内は、減額措置を行う前の額であり、平成15年度から減額をしている。

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	926,250円 (975,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 926,300円 / 730,000円	
	副市長	764,360円 (788,000円)	764,800円 / 648,000円	
報酬	議長	504,000円	621,000円 / 400,000円	
	副議長	420,000円	571,500円 / 350,000円	
	議員	395,000円	540,000円 / 320,000円	
期末手当	市長	(25年度支給割合)		
	副市長	2.95月分		
	議長	(25年度支給割合)		
	副議長	2.95月分		
	議員			
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 19,562,400円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.26	9,539,212円	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 平成15年度から市長の給料は5%、副市長の給料は3%を減額している。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

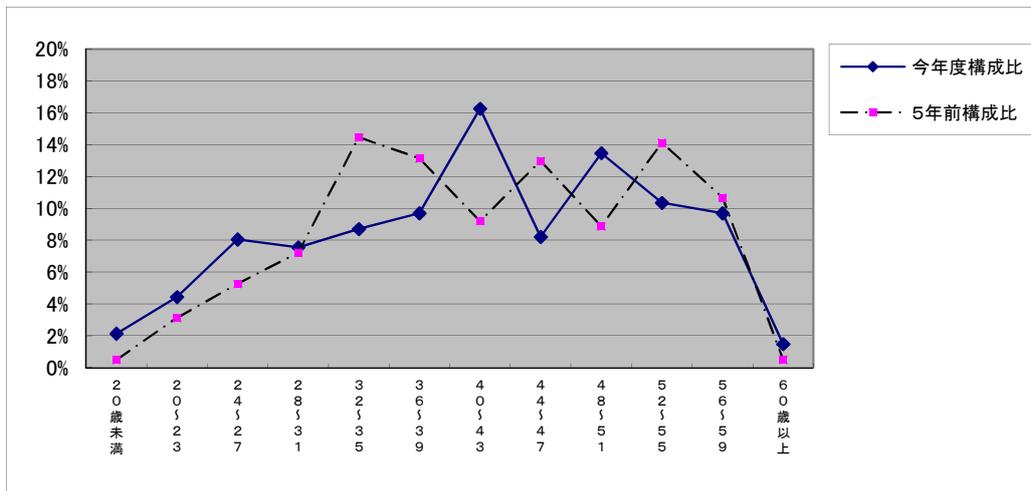
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6人	6人	0人	復興関連業務のための調整 団体独立に伴う業務減 退職者不補充、業務委託による減等 瓦礫処理終了に伴う業務減等
		総 務	92人	92人	0人	
		税 務	26人	26人	0人	
		労 働	0人	0人	0人	
		農林水産	22人	21人	△ 1人	
		商 工	9人	8人	△ 1人	
		土 木	57人	58人	1人	
		民 生	115人	109人	△ 6人	
	衛 生	33人	32人	△ 1人		
	計	360人	352人	△ 8人	<参考>人口1万人当たり職員数 47.1人 (類似団体の人口1万人当たり職員数50.63人)	
普通会計部門	教 育	99人	98人	△ 1人	新部署設立に伴う業務減等 退職者の前倒し採用等	
	消 防	91人	95人	4人		
	小 計	550人	545人	△ 5人		<参考>人口1万人当たり職員数 72.92人 (類似団体の人口1万人当たり職員数67.12人)
公営会計部門	水 道	21人	20人	△ 1人	新部署設立に伴う業務の増等	
	下 水 道	13人	13人	0人		
	そ の 他	24人	31人	7人		
	小 計	58人	64人	6人		
合 計		608人 [699人]	609人 [699人]	1人 [0人]	<参考>人口1万人当たり職員数 81.48人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	13人	27人	49人	46人	53人	59人	99人	50人	82人	63人	59人	9人	609人
職員数	3人	19人	32人	44人	88人	80人	56人	79人	54人	86人	65人	3人	609人

←5年前人数

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部 門 別 \ 年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	322	318	344	341	360	352	30 (9.3%)
教育	138	134	121	106	99	98	△ 40 (△29.0%)
消防	93	93	92	93	91	95	2 (2.2%)
普通会計	553	545	557	540	550	545	△ 8 (△1.4%)
公営企業 等会計	56	56	52	55	58	64	8 (14.3%)
計	609	601	609	595	608	609	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,836,454	473,194	143,261	7.8	7.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	22	81,321	8,255	28,952	118,528	5,388	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名取市	41.9 歳	324,803円	448,970円
団体平均	45.0 歳	342,822円	509,358円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名 取 市		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,383 千円		1,456 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
(役職加算)	5~15 %		
(管理職加算)	0 %		—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日)

名 取 市			水道事業(団体平均)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月	27.025月	勤続20年	月	月
勤続25年	30.82月	36.57月	勤続25年	月	月
勤続35年	43.70月	52.44月	勤続35年	月	月
最高限度額	52.44月	52.44月	最高限度額	月	月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	13,934 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
2 個人情報保護の観点から、該当者が3名以下の場合には非公開としています。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		2,458 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(平成25年度決算)		111,727 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	人	18 %
宮城県仙台市	6 %	人	6 %
宮城県 名取市・多賀城市 ・利府町・富谷町	3 %	22 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日)

支給実績(平成25年度決算)		39 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		3,555 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		47.8 %	
手当の種類(手当数)		1種類(2)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	第1種 従事職員	料金の滞納整理のため外勤業務	日 額 300円
	第2種 従事職員	勤務時間外に事故発生のため緊急に勤務を命ぜられた場合の業務	1回につき 700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	5,252千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	249千円
支給実績(平成24年度決算)	7,308千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	394千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度)」及び「支給実績(平成24年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・1人目 配偶者がいる場合 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 ・その他 1人につき6,500円加算 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	2,182千円	242,444円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	1,080千円	270,000円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円~24,500円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,200円~24,200円	同じ	—	1,207千円	57,476円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額23,000円+(規則により最高45,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・72,570円(88,500円) 理事・・・67,338円(77,400円) 部次長・・・63,249円(72,700円) 課長、工事検査監、保健センター所長、事務局長、消防署長・・・57,316円(62,300円) 参事、技術参事、指導主事・・・47,748円(51,900円) 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・45,632円(49,600円)	同じ	—	677千円	677,472円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に100/150を乗じて得た額	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{25}{100}$ × 深夜勤務時間数	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間の勤務時間} 40 \times 52} \times \frac{135}{100}$ × 正規の勤務時間中に勤務した全時間数	同じ	—	63千円	12,600円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 1回につき 4,200円	同じ	—	—	—
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで毎月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—

(注) 管理職手当の()内は、減額措置を行う前の額であり、平成15年度から減額をしている。